

海上自衛隊訓令第13号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第4項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、海上自衛隊幹部学校の組織に関する訓令を次のように定める。

平成25年5月16日

防衛大臣 小野寺 五典

海上自衛隊幹部学校の組織に関する訓令

海上自衛隊幹部学校の組織に関する訓令（昭和30年海上自衛隊訓令第30号）の全部を改正する。

（校長及び副校長）

第1条 海上自衛隊幹部学校（以下「学校」という。）の校長は、海将をもって充てる。

2 学校に、副校長1人を置く。

（部）

第2条 学校に、次の3部を置く。

企画部

防衛戦略教育研究部

運用教育研究部

（企画部の分課）

第3条 企画部に、次の4課を置く。

総務課

企画課

会計課

資料課

（総務課）

第4条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 校長の官印及び学校印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 文書の審査及び進達に関する事。
- (4) 人事に関する事。
- (5) 福利厚生及び保健衛生に関する事。
- (6) 記録及び統計に関する事（資料課及び教務課の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 車両の管理及び運用に関すること。
- (8) 各部の事務の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の事務の総括に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、学校の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画課)

第5条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練、調査研究及び国際交流に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- (3) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(会計課)

第6条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の会計に関すること。
- (2) 物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 隊員の給与及び旅費の支給に関すること。

(資料課)

第7条 資料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練、調査研究及び国際交流に関する資料の収集、整理、保存及び配布に関すること（教務課及び図演装置運用課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 調査研究に関する記録及び統計に関すること。
- (3) 図書に関すること。

(防衛戦略教育研究部)

第8条 防衛戦略教育研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（教育訓練に関する調査研究を含む。第11条、第15条及び第16条において同じ。）のうち、防衛戦略、安全保障分野における諸政策、国際情勢、政治、経済、社会及び戦史並びに部隊等の統率・管理に係るものの実施に関すること。
- (2) 大部隊の運用等に関する調査研究のうち、部隊等の組織、編成、装備及び統率・管理に係るものの実施に関すること。
- (3) 学校に入校を命ぜられた海上自衛官（以下「学生」という。）に対する教育訓練の実施計画に関すること。
- (4) 学生に対する教育訓練に関する記録及び統計に関すること。
- (5) 学生に対する教育訓練の実施に必要な教材の収集、編集及び整備に関すること。

(6) 海上自衛隊で用いる教育資料の刊行に関すること。

(防衛戦略教育研究部の分課)

第9条 防衛戦略教育研究部に、教務課を置く。

(教務課)

第10条 教務課は、第8条第3号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

(運用教育研究部)

第11条 運用教育研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練の実施に関すること（防衛戦略教育研究部の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 大部隊の運用等に関する調査研究の実施に関すること（防衛戦略教育研究部の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 海上防衛図演装置の操作、運用及び維持管理に関すること。
- (4) 海上防衛図演装置を用いた図上演習の実施及び分析評価の支援に関すること。
- (5) 海上防衛図演装置に関する資料の収集及び整理に関すること。

(運用教育研究部の分課)

第12条 運用教育研究部に、図演装置運用課を置く。

(図演装置運用課)

第13条 図演装置運用課は、第11条第3号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(部長及び課長)

第14条 部に部長を、課に課長を置く。

2 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。

3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第15条 防衛戦略教育研究部及び運用教育研究部に、それぞれ主任教官3人を置く。

2 主任教官は、防衛戦略教育研究部長又は運用教育研究部長の命を受け、学生に対する教育訓練に従事するとともに、学校教官に対し、その教育訓練に関し必要な助言及び指導を行う。

(学校教官)

第16条 防衛戦略教育研究部及び運用教育研究部に、それぞれ学校教官を置く。

2 学校教官は、防衛戦略教育研究部長又は運用教育研究部長の命を受け、学生に対する教育訓練に従事する。

(主任研究開発官)

第17条 防衛戦略教育研究部及び運用教育研究部に、それぞれ主任研究開発官1人を置く。

2 主任研究開発官は、防衛戦略教育研究部長又は運用教育研究部長の命を受け、調査研究に従事するとともに、研究部員に対し、その調査研究に関し必要な助言及び指導を行う。

(研究部員)

第18条 防衛戦略教育研究部及び運用教育研究部に、それぞれ研究部員を置く。

2 研究部員は、防衛戦略教育研究部長又は運用教育研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第19条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。